

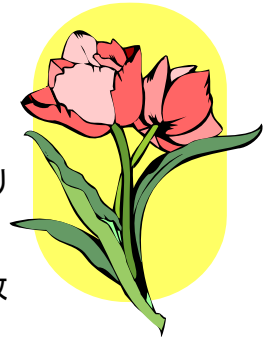
ハイライト:

- ・平成21年の法人税制改正を解説します
- ・労働保険、社会保険に変更があります

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
平成21年度税制改正 に関して	1
労働保険・社会保険の 変更	2

桜の開花が待ち遠しい春へと季節が変わろうとしております。

第37号では、21年度税制改正の内、中小企業税制の改正等に関する解説を行いました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、訪問時等に遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネーター 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成21年度税制改正に関して

平成21年度の税制改正は、景気の回復を図る観点より減税措置が中心に講じられていますので、是非ご一読ください。

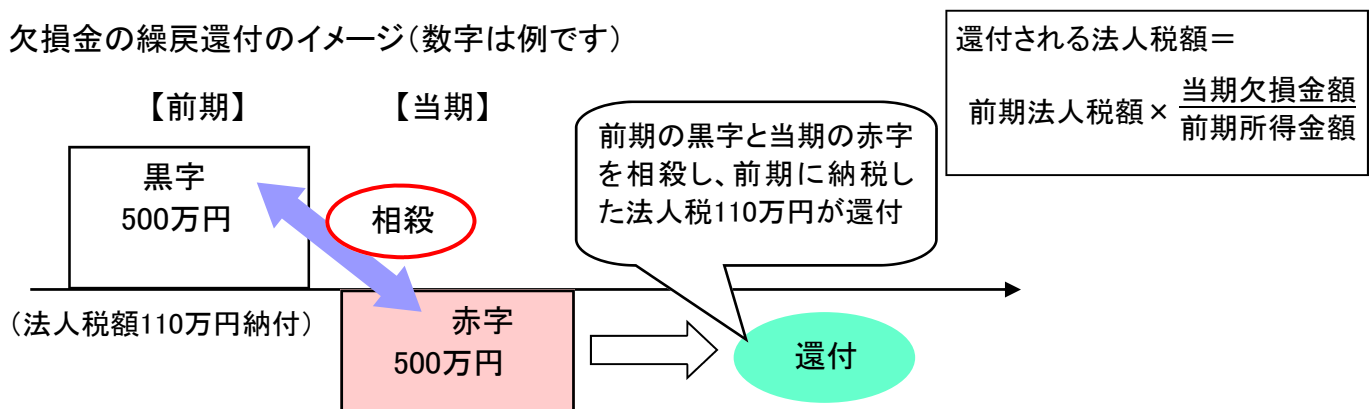
☆中小企業の軽減税率の引き下げ (^_^)

中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が現行の22%から18%に引き下げられます。これは2年間の特例措置となっており、1年間で800万円×4%=32万円の軽減となります。

☆欠損金の繰戻し還付制度の復活 (^_^)

厳しい財政状況を理由に昭和59年から現在に至るまでバブルの一時期を除き、租税特別措置法によりその適用が停止されていた欠損金の繰戻しによる還付制度ですが、昨今の急激な経済状況の悪化の対応策として、中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額について適用できるようになります。

欠損金の繰戻し還付のイメージ(数字は例です)



中小法人等とは？

- ①普通法人のうち各事業年度終了時における資本金の額が1億円以下である法人
又は資本・出資を有しない法人
- ②公益法人、協同組合、人格のない社団等

☆土地等の先行取得をした場合の課税の特例 (^_^)

事業者が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、国内の土地等を取得し、その取得日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、この特例の適用を受ける届出書を提出している場合、その取得日を含む事業年度終了日後10年以内に、その事業者の所有する他の土地等を譲渡したときは、その先行して取得をした土地等について、他の土地等の譲渡益の80%相当額を限度として、圧縮記帳ができることとなります。すでに取得済みの含み益のある土地を買い換えした時に利用できる制度といえますが、土地が棚卸資産であるときには適用できません。

☆土地等の長期譲渡所得からの1,000万円特別控除制度の創設 (^_^)

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等で、その譲渡年の1月1日において所有期間が5年を越えるものを譲渡した場合には、その年中のその譲渡に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円が控除されます。

この特別控除は、個人にも適用されます。

ホームページもご覧ください
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



労働保険・社会保険の変更

①介護保険料の料率変更(>_<)

介護保険料の料率が平成21年3月分(4月支給の給料控除分)から1.13%→1.19%へ変更となります。

②労働保険の年度更新の申告・納付時期の変更

労働保険の年度更新の申告・納付時期は現在4月1日～5月20日ですが、平成21年度より6月1日～7月10日へ変更となります。

なお、保険料の算定期間(4月1日～翌年3月31日に支給した賃金等が算定基礎対象)に変更はありません。

平成21年度の納付期限

3回分割の場合 (両保険が40万円以上) (片保険が20万円以上)	第1期	第2期	第3期
納付期限	7月10日	11月2日	2月1日

両保険・・・労災保険と雇用保険

片保険・・・労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ
成立している場合

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。